保険法による老齢年金等の受給権者（ある受給権者を除く。）について、第七条の規定により標準報酬月額及び標準賞与額（これらの規定により標準報酬月額及び標準賞与額とみなされたものを含む。）が改定され、又は決定された場合（これらの規定により標準報酬月額及び標準賞与額とみなされたものを含む。）であつて、これらの規定により改定され、又は決定された標準報酬月額及び標準賞与額（これらの規定により標準報酬月額及び標準賞与額とみなされたものを含む。）に基づき、これらの規定の施行の日の属する月前における被保険者期間に係る標準報酬月額及び標準賞与額（これらの規定により標準報酬月額及び標準賞与額とみなされたものを含む。）が改定され、又は決定されたときは、これらの規定の施行の日の属する月以後における離婚時みなし被保険者期間の標準報酬月額及び標準賞与額（これらの規定により標準報酬月額及び標準賞与額とみなされたものを含む。）についても、これらの規定により改定し、又は決定する。

を

改定する。

一　旧厚生年金保険法による老齢年金等の受給権者（被保険者である場合を除く。）であつて、第七条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下「新厚生年金保険法」という。）第二十六条第一項及び第二項の規定にかかわらず、新厚生年金保険法第二十六条第一項の規定の適用を受けることを請求したもの（同条第二項の規定により当該請求を取り下げたものとみなされる場合を除く。）　新厚生年金保険法第二十六条第一項の規定により、当該老齢年金等の受給権者が当該請求をした日の属する月の翌月から、その者に支給する老齢厚生年金の額を改定する。	改定する。
二　六十五歳未満の被保険者等の受給する老齢年金等の受給権者（前号に掲げる者を除く。）であつて、新厚生年金保険法第二十六条第一項の規定の適用を受けることを請求したもの（同条第二項の規定により当該請求を取り下げたものとみなされる場合を除く。）　新厚生年金保険法第二十六条第一項の規定により、当該老齢年金等の受給権者が当該請求をした日の属する月の翌月から、その者に支給する老齢厚生年金の額を改定する。	
三　六十五歳未満の被保険者等に支給する老齢年金等の受給権者（昭和六十年一部改正法第一条第一項の規定による改正後の厚生年金保険法（以下「新厚生年金保険法」という。）第二十六条第一項の規定により一律に同項の規定の適用を受けることとされた者を除く。）であつて、新厚生年金保険法第二十六条第一項の規定の適用を受けることを請求したもの（同条第二項の規定により当該請求を取り下げたものとみなされる場合を除く。）　新厚生年金保険法第二十六条第一項の規定により、当該老齢年金等の受給権者が当該請求をした日の属する月の翌月から、その者に支給する老齢厚生年金の額を改定する。	
四　六十五歳以上の被保険者等に支給する老齢年金等の受給権者であつて、新厚生年金保険法第二十六条第一項の規定の適用を受けることを請求したもの（同条第二項の規定により当該請求を取り下げたものとみなされる場合を除く。）　新厚生年金保険法第二十六条第一項の規定により、当該老齢年金等の受給権者が当該請求をした日の属する月の翌月から、その者に支給する老齢厚生年金の額を改定する。	
五　六十五歳以上の被保険者等に支給する老齢年金等の受給権者であつて、新厚生年金保険法第二十六条第一項の規定の適用を受けることを請求したもの（同条第二項の規定により当該請求を取り下げたものとみなされる場合を除く。）　新厚生年金保険法第二十六条第一項の規定により、当該老齢年金等の受給権者が当該請求をした日の属する月の翌月から、その者に支給する老齢厚生年金の額を改定する。	
六　六十五歳以上の老齢厚生年金保険法第二十六条第一項の規定により旧厚生年金保険法による老齢年金等の受給権者が行う標準報酬の改定又は決定の請求があつた場合（同項の規定により当該請求を取り下げたものとみなされる場合を除く。）であつて、これらの規定により改定され、又は決定された標準報酬月額及び標準賞与額に基づき、これらの規定の施行の日の属する月前における被保険者期間に係る標準報酬月額及び標準賞与額が改定され、又は決定されたときは、これらの規定の施行の日の属する月以後における離婚時みなし被保険者期間の標準報酬月額及び標準賞与額についても、これらの規定により改定し、又は決定する。	

第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額（これらの規定により標準報酬月額及び標準賞与額とみなされたものを含む。）が改定され、又は決定された場合（これらの規定により標準報酬月額及び標準賞与額とみなされたものを含む。）であつて、これらの規定により改定され、又は決定された標準報酬月額及び標準賞与額（これらの規定により標準報酬月額及び標準賞与額とみなされたものを含む。）に基づき、これらの規定の施行の日の属する月前における被保険者期間に係る標準報酬月額及び標準賞与額（これらの規定により標準報酬月額及び標準賞与額とみなされたものを含む。）が改定され、又は決定されたときは、これらの規定の施行の日の属する月以後における離婚時みなし被保険者期間の標準報酬月額及び標準賞与額についても、これらの規定により改定し、又は決定する。

第百三条の二第一項の表附則第十三条第二項の項及び附則第十三条第三項の項中「第百五条第一項」を「第百五条第二項」に改める。

第百三条の三第一項の表附則第十三条第二項の項及び附則第十三条第三項の項中「第百五条第二項」を「第百五条第三項」に、「第百五条第一項」を「第百五条第二項」に改める。

よる老齢年金等の受給権者（ある受給権者を除く。）について、第七